

東京医科歯科大学統合研究機構リサーチコアセンター放射線障害予防 規程

平成18年4月1日
規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）に規定する放射線障害予防規程である。

2 この規程は、東京医科歯科大学統合研究機構研究基盤クラスターリサーチコアセンター（東京医科歯科大学統合研究機構研究基盤クラスター実験動物センター3号館飼養保管施設を含む。以下「センター」という。）における放射性同位元素、放射線発生装置、放射性同位元素装備機器及び放射性同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いを規制することにより、放射線障害の発生を防止し、もって安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 放射線業務従事者とは、管理区域に立ち入って、放射性同位元素等の取り扱い又は管理を行なう者をいう。
- (2) 放射線施設とは放射性同位元素等の使用施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設または廃棄施設をいう。
- (3) 放射線管理関係測定器とは、排気ガスモニター、作業室ガスモニター、排水モニター、各種サーベイメータ及び被ばく管理用放射線測定器をいう。

(審議機関)

第3条 センターの放射性同位元素等の取扱いに伴う放射線障害の発生防止に関する基本的な事項は、本学アイソトープ委員会において審議する。

- 2 センターにおいて、放射性同位元素等の種類、数量等を変更しようとするとき若しくは放射線施設を改廃しようとするときは、センター長は学長に協議しなければならない。
- 3 学長は、前項の規定により協議があったときは、その変更等に関する安全審査をアイソトープ委員会に付議するものとする。

(適用の範囲)

第4条 この規程は、センター施設において放射性同位元素等の取扱いに従事する本学教職員、学生並びにセンター長の許可する者に適用する。

(規程の遵守)

第5条 センターにおいて放射性同位元素等の取扱いに関する作業を行うときは、この規程を遵守しなければならない。

(指示の遵守等)

第6条 センターにおいて放射性同位元素等の取扱いに関する作業を行う者は、第9条に規定する放射

線取扱主任者（以下「主任者」という。）がこの規程に基づき行う指示及び勧告を遵守しなければならない。

- 2 センター長は、主任者がこの規程に基づき行う放射線安全管理のための意見具申を尊重しなければならない。
- 3 学長は、センター長及び主任者がこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

（組織）

第7条 放射性同位元素等の取扱いに従事する者、施設の維持管理及び安全管理に従事する者に関する組織は、別表のとおりとする。

（主任者等の選任）

第8条 放射性同位元素等の取扱いによる放射線障害の発生の防止について監督を行わせるためセンターに主任者を置く。

- 2 主任者が出張等により職務の遂行が不可能なときは、代理者を置く。
- 3 主任者及び代理者は、本学教職員のうち、第一種放射線取扱主任者資格を有する者の中から、センター長が推薦し、学長が選任する。
- 4 学長は、主任者に選任後1年をこえない期間に、その後は3年を超えない期間ごとに定期講習を受けさせなければならない。

（主任者の職務）

第9条 主任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 放射線障害予防規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止に必要な計画作成への参画
- (3) 法に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立合
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 学長並びに部局長に対する意見具申
- (7) 取扱状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) アイソトープ委員会の開催要求
- (10) 教育訓練計画の立案への参画
- (11) その他障害防止に関する必要事項

（主任者の代理者の職務）

第10条 主任者の代理者は、主任者がその職務を行うことができないときは、その期間中、その職務を代行する。

（管理室員）

第11条 放射線管理業務を行わせるため、センターに管理室員を置く。

- 2 管理室員は、センター長が選任する。
- 3 管理室員は、次の職務を行う。
 - (1) 放射線管理区域に立ち入る者の入退域に係る放射線被ばく及び放射性同位元素の汚染の管理
 - (2) 放射線施設、管理区域等の放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定、管理

- (3) 放射線管理関係測定器の保守管理
- (4) 放射性同位元素等の受入、払出、取扱、保管、運搬及び廃棄等に関する管理
- (5) その他放射線施設に立ち入る者の施設内における保安のために必要な技術的事項に関する業務

(使用責任者)

第12条 各講座又は研究グループは放射性同位元素等の安全な取扱いを確保するため放射性同位元素等を取り扱う研究課題ごとに、本学教職員の中から使用責任者を定め、管理室員に届け出なければならない。

- 2 使用責任者は、放射線業務に従事する者に対し、放射性同位元素等の取扱いについて適切な指示を与えるとともに、放射性同位元素等の取扱い、保管、廃棄等に関する記帳を総括し、業務終了時に管理室員に提出しなければならない。

(放射線業務従事者等)

第13条 管理区域への立入者を、次のように区分する。

- (1) 放射線業務従事者（以下「業務従事者」という。）
 - (2) 主任者が、管理区域へ設備機器等の保守等で一時的に立ち入ることを許可した者（以下「一時立入者」という。）
- 2 業務従事者の登録は、本人が所定の様式により申請し、センター長の承認を受けなければならない。
 - 3 前項の承認を受けるにあたり、申請者は健康診断結果、過去の被ばく歴、教育訓練に関する報告書及びその他必要事項を管理室員を通じて主任者に提出し、照査を受けなければならない。
 - 4 本学教職員及び学生以外の者で、第2項の承認を受けた者は、管理区域への立入後にあっては、各々の所属する事業所等において法に基づき実施された健康診断結果並びに教育訓練の報告を、その都度、センター長に提出しなければならない。

(管理区域)

第14条 センター長は、主任者の審査を経て、法に定められた管理区域を設定しなければならない。

- 2 センター長は、管理区域等法に定められた区域等を業務従事者、その他の者に周知させるために必要な措置を講じ、所定の位置に標識を掲げなければならない。

(管理区域への立入制限)

第15条 業務従事者及び一時立入者以外の者は、管理区域に立ち入ることはできない。

- 2 一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、業務従事者を付き添わせなければならない。

(管理区域に関する遵守事項)

第16条 センター長は、管理区域の入口の目につきやすい場所に次の各号に掲げる注意事項を掲示し、これを管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

- (1) 管理区域には、主任者の許可なく、業務従事者以外の者は立ち入らないこと。
- (2) 作業上必要でない物品を持ち込まないこと。
- (3) 管理区域に立ち入る場合は、あらかじめ定められた出入口から出入りすること。
- (4) 被ばく管理用放射線測定器を着用すること。
- (5) 専用の作業衣、作業靴、その他必要な保護具等を着用すること。
- (6) 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。
- (7) 管理区域に立ち入る者は、センター長、管理室員又は主任者がその者の受けるおそれのある放射

線障害を防止するために行う指示及び施設の保安を確保するため等に行う指示に従うこと。

- (8) 管理区域から退出する時は、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された時は、直ちに除去のための措置をとること。汚染除去が困難な場合は、管理室員に連絡し、その指示に従うこと。
- (9) 放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある事態が生じた場合には、直ちに管理室員又は主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- (10) その他放射線障害の防止に必要な事項

(身体等の汚染除去)

第17条 管理室員は前条第8号の通報を受けたときは、汚染の程度に応じてあらかじめ用意された除去剤を用いるなどして、その者の汚染を除去するために必要な措置を講じなければならない。

2 管理室員は前項の規定により必要な措置を講じたときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 汚染発生の日時
- (2) 汚染の箇所
- (3) 汚染の状況と程度
- (4) 講じた措置
- (5) 通報を受けた日時
- (6) 通報者
- (7) その他必要と考えられる事項

3 管理室員は、前項について遅滞なく主任者に報告しなければならない。

(物品の持ち出し管理)

第18条 管理区域から一般物品を持ち出すときは、管理室員の承認を受けなければならない。

2 管理室員は、前項の承認をするときは、その表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の1/10を超えないことを確認しなければならない。

(使用計画)

第19条 放射性同位元素等を使用しようとする時、使用責任者は、使用目的、期間、方法及び使用場所並びに使用する放射性同位元素等に関し種類、物理化学的性状及びそれらに関する総合的な安全上の評価を明記した使用計画書を作成し、管理室員を通じて主任者の承認を受けなければならない。なお、これを変更する時も同様とする。

(使用報告)

第20条 使用責任者は、前条の使用計画に基づき放射性同位元素等の使用を終えたときは所定の書類を添え、その旨を管理室員に報告しなければならない。

(放射性同位元素等の受入れ・払出し)

第20条の2 センター長は、管理室員に、主任者の指示を受けさせ、以下に定める放射性同位元素等の受入れ・払出しを確認させ、記録させなければならない。

- (1) 購入した放射性同位元素等の受入れ
- (2) 他事業所からの放射性同位元素等の譲受
- (3) 他事業所への放射性同位元素等の譲渡
- (4) 放射性同位元素等の廃棄物の事業所外への出荷

(5) 不要となった密封放射性同位元素の事業所外への出荷

(使用)

第21条 放射性同位元素等は、放射線施設においてその許可の範囲で使用しなければならない。

- 2 放射性同位元素等の使用、取扱いにあたっては、別に定める使用取扱いマニュアルに従って作業を行わなければならない。
- 3 使用責任者は、使用している放射性同位元素の種類及び使用数量等必要な事項を当該場所に明示しなければならない。
- 4 使用責任者は、放射性同位元素、放射線発生装置又は放射性同位元素装備機器の取扱いを終了したときは、その使用に係る場所、設備及び機器等を点検し、異常又は汚染のないことを確認しなければならない。

(放射性同位元素装備機器及び表示付認証機器の使用)

第21条の2 放射性同位元素装備機器及び表示付認証機器を使用する場合には、前条に定めるもののほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 機器の設置、使用場所を移動しないこと。
- (2) 機器の使用条件を正常に保ち、放射性同位元素の漏えいが起こらないように注意するとともに、使用に際して、放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。
- (3) 機器の使用の都度、帳簿に記録すること。
- (4) 線源の露出を伴うような機器の分解を行わないこと。

(保管)

第22条 放射性同位元素を保管する場合は、所定の貯蔵施設において保管すること。

- 2 貯蔵施設においては、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を保管しないこと。
- 3 センター長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射性同位元素の種類、保管量、注意事項、その他放射線障害の防止に必要な事項を明示しなければならない。
- 4 放射性同位元素の保管にあたっては、別に定める保管マニュアルに従って保管すること。
- 5 使用責任者は、放射性同位元素を貯蔵施設から搬出するときは、所定の手続きにより管理室員の承認を得なければならない。
- 6 放射性同位元素は、その日の作業が終了したときは、必ず貯蔵施設に保管しなければならない。ただし、取扱いを継続するため貯蔵施設に保管することが困難な場合には、主任者の許可を得て所定の場所に置くことができる。
- 7 放射性同位元素装備機器に装置して保管している放射性同位元素は、主任者の同意なしに取り外し、又は移動してはならない。

(運搬)

第23条 放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたものの運搬の種類は次のとおりとする。

- (1) 管理区域内及び放射線施設内の運搬
 - (2) 事業所内の運搬
 - (3) 事業所外の運搬
- 2 前項第2号の運搬をしようとする者は、管理室員の、前項第3号の運搬をしようとする者は、主任者の承認をそれぞれ受けなければならない。

- 3 放射性同位元素の運搬にあたっては、別に定める運搬マニュアルに従って運搬しなければならない。
- 4 放射性同位元素及び放射性同位元素で汚染されたものを運搬する場合は、法施行規則第18条に規定する技術上の基準に従わなければならない。
- 5 第1項第3号の運搬においては、前項に定めるもののほか放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）で定める技術上の基準に従わなければならない。

（廃棄）

- 第24条 使用責任者は、固体状並びに液体状その他の放射性廃棄物を廃棄する場合は、別に定める廃棄マニュアルにより区分し、所定の容器に封入して、その種類、数量、形状等を記録し、容器表面の放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、汚染の拡大防止等の措置を講じたのち、記録とともに管理室員に引き渡さなければならない。
- 2 液体シンチレーター廃液の焼却処理については、別に定める液体シンチレーター廃液焼却炉取扱細則に従って行わなければならない。

（廃棄物処理の委託にあたっての措置）

- 第25条 管理室員は、廃棄物の処理を廃棄業者へ委託しようとするときは、その廃棄物の種類、数量、引渡日時、引渡場所等を記録しなければならない。

（気体状廃棄物の排気並びに液体状廃棄物の排水に伴う措置）

- 第26条 管理室員は、排気口、あるいは排水口における放射性同位元素の濃度が、濃度限度を超え、又は超えるおそれがあると認めたときは使用責任者に対して取扱作業の制限、廃棄方法の改善その他必要な措置を指示しなければならない。
- 2 前項の措置内容は、主任者に報告しなければならない。

（測定）

- 第27条 管理室員は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を、次の各号に定めるところにより、放射線測定器を用いて測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。
- (1) 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率について行う。
 - (2) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域の境界、事業所において人が居住する区域及び事業所の境界の測定に最も適した箇所において行う。
 - (3) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域の境界の測定に最も適した箇所において行う。
 - (4) 測定は、初めて作業を開始する前に1回及び作業を開始した後には、次に定めるところにより行う。
 - イ 密封されていない放射性同位元素を取り扱う場合には、1月を超えない作業期間ごとに1回行う。ただし、排水設備の排水口における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、排水する都度、排気設備の排気口における放射性同位元素による汚染の状況は、排気中連続して行う。
 - ロ 密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を取り扱う場合（ハ、ニ及びホの測定を除く。）には、1月を超えない期間ごとに1回行う。
 - ハ 密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を固定して取り扱う場合であって、取扱いの方法及びしゃへい壁その他のしゃへい物の位置が一定している時の放射線の量の測定（ニ及びホの

測定を除く。)は、6月を超えない期間ごとに1回行う。

ニ 下限数量に1000を乗じて得た数量以下の密封された放射性同位元素のみを取り扱う場合の放射線の量の測定は、6月を超えない期間ごとに1回行う。

ホ 表示付認証機器に係る放射線の量の測定は、当該機器による放射線障害のおそれがある時に、当該機器の表面において行う。

2 管理室員は、前項について、次の項目の測定結果を記録し、その都度センター長及び主任者に報告しなければならない。

イ 測定日時

ロ 測定箇所

ハ 測定をした者の氏名

ニ 放射線測定器の種類及び型式

ホ 測定方法

ヘ 測定結果

3 センター長は、前項の記録を5年間保管しなければならない。

(測定により異常を認めた場合の措置)

第28条 管理室員は、前条に規定する測定の結果に異常を認めたときは、直ちに使用責任者に指示し、立入制限、原因の調査、原因の除去等の必要な措置を講じさせるとともに、主任者にその措置について報告しなければならない。

2 使用責任者は、前項の規定により講じた措置を管理室員に報告しなければならない。

3 管理室員は、前項の報告を受けたときは、講じられた措置が適切であることを確認し、その結果を主任者に報告しなければならない。

(管理区域に立ち入る者に係る測定)

第29条 管理室員は、次の各項に定めるところにより、管理区域に立ち入る者についてその者の受けた放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を、放射線測定器を用いて測定させなければならない。ただし、測定が困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。また、放射線の量の測定は、外部被ばくによる実効線量及び内部被ばくによる実効線量について次に定めるところにより行う。

2 外部被ばくによる実効線量の測定は、次に定めるところにより行う。

(1) 測定は胸部(女子にあっては「腹部」)について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。

(2) 前号のほか人体部位を「頭部及びけい部」、「胸部及び上腕部」、「腹部及び大たい部」に分けたとき、最大被ばく部位が「胸部及び上腕部」(女子は「腹部及び大たい部」)以外の場合は当該部位についても測定すること。また最大被ばく部位が上記3部位以外の場合は当該部位についても70マイクロメートル線量当量を測定すること。

(3) 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者は、1センチメートル線量当量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。

(4) 前3号の実効線量の算定結果で4月1日を始期とする1年間の実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を当該期間について毎年度集計し次の項目を記録すること。

イ 集計年月日

- ロ 対象者の氏名
- ハ 集計した者の氏名
- ニ 集計対象期間
- ホ 累積実効線量

(5) 第1項から第3項について、次の項目の測定結果を記録すること。

- イ 測定対象者の氏名
- ロ 測定をした者の氏名
- ハ 放射線測定器の種類及び型式
- ニ 測定方法
- ホ 測定部位及び測定結果

(6) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては、毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に集計し記録すること。

3 被ばくによる実効線量限度及び等価線量限度は次に定めるところによる。

- (1) 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間について100ミリシーベルト
- (2) 4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト
- (3) 女子（妊娠する可能性がないと診断された者、妊娠の意思のない旨を部局の長に申し出た者及び次号に規定した者を除く。）については前号に規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間につき5ミリシーベルト
- (4) 妊娠中である女子については第1号及び第2号に規定するほか、本人の申出等によりセンター長が妊娠の事実を知ったときから出産までの期間につき、内部被ばくについて1ミリシーベルト
- (5) 等価線量限度については、4月1日を始期とする1年間につき眼の水晶体で150ミリシーベルト、皮膚で500ミリシーベルト
- (6) 妊娠中である女子の腹部表面については、妊娠の事実を知った時から出産までの期間につき2ミリシーベルト

4 内部被ばくによる実効線量の測定は、次に定めるところにより行う。

- (1) 測定は、放射性同位元素を誤って吸入摂取若しくは経口摂取したとき、又は摂取するおそれのある場所に立ち込んだ者について、人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度を計算すること等により行う。
- (2) 測定は、3月を超えない期間ごとに1回（本人の申出によりセンター長が妊娠の事実を知ることとなった女子は1月）行うこと。ただし、管理区域に立入った者が誤って放射性同位元素を摂取した場合は、その都度測定を行うこと。また、一時立入者は、内部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。
- (3) 測定の都度次の事項について記録すること。

- イ 測定日時
- ロ 測定対象者の氏名
- ハ 測定をした者の氏名
- ニ 放射線測定器の種類及び型式
- ホ 測定方法
- ヘ 測定結果及び測定場所

5 第3項第3号の規定は、女子本人からセンター長に妊娠の意思のない旨を書面で提出された場合、当該女子の3月間管理の適用を除外することができ、次のとおりとする。

- イ 妊娠の意思のない旨を書面で提供した場合であっても、妊娠の意思を有するようになった場合は、

いつでも撤回できる。センター長は撤回の書面の受け取りを拒否してはならない。

- ロ 書面の提供は女子からの自発的なものであること。強制、誘導等があった場合は無効とする。
- ハ 書面の様式は問わないが妊娠の意思のない理由の記載を求めないこと。又プライバシーに十分配慮すること。
- ニ 提出した書面の写しは当該女子が保管し、書面の施行は受付日以降とする。
- ホ センター長は、女子本人からの申出等、何らかの理由により女子の妊娠の事実を知った時は、当該女性を3月間管理ではなく、妊娠中の女子の線量限度を適用すること。

6 汚染の状況の測定は、次に定めるところにより行う。

- (1) 手及び足、作業衣、はき物及び保護具の表面その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部位について行う。
- (2) 非密封放射性同位元素を取扱う施設に立ち入る者について、当該施設から退出するときに行うこと。
- (3) 手、足等の人体部位の表面が、表面密度限度を超えて汚染され、その汚染を容易に除去できない場合には、次の事項について記録すること。

- イ 測定日時
- ロ 測定対象者の氏名
- ハ 測定をした者の氏名
- ニ 放射線測定器の種類及び型式
- ホ 汚染の状況
- ヘ 測定方法
- ト 測定部位及び測定結果

7 管理室員は、第2項、第4項、第6項の測定結果から実効線量及び等価線量を算出し次の項目について記録すること。

- (1) 算定年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 算定した者の氏名
- (4) 算定対象期間
- (5) 実効線量
- (6) 等価線量及び組織名

8 前項の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては、毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に行い記録すること。

9 管理室員は、第2項から第6項までの測定結果を記録の都度センター長及び主任者に報告し、センター長は、これを永久に保存しなければならない。

10 センター長は、記録の都度及びその者が管理区域に立ち入ることがなくなったときに、当該測定の対象者に対しその写しを交付しなければならない。

(教育訓練)

第30条 センター長は、管理区域に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者に対して、以下の区分に応じて放射線障害の発生を防止するために必要な教育訓練を行わなければならない。

- イ 業務従事者
- ロ 取扱等業務に従事する者であって管理区域に立ち入らない者（ハの者を除く。）
- ハ 表示付認証機器のみの取扱等業務に従事する者

ニ イ、ロ又はハ以外の者

2 教育訓練の実施時期は次のとおりとする。

- (1) イの者については、初めて管理区域に立ち入る前
- (2) ロ及びハの者については、取扱等業務を開始する前
- (3) 管理区域に立ち入った後又は取扱等業務の開始後にあつては、1年を超えない期間ごと

3 教育訓練の内容及び時間数は次のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第2号の場合にあつては、イ、ロ及びハの区分に応じ、次表に掲げる項目及び時間数

区 分 項 目	イ	ロ	ハ
放射線の人体に与える影響	30分以上	30分以上	10分以上
放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	4時間以上	1時間30分以上	20分以上
放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令	1時間以上	30分以上	20分以上
東京医科歯科大学統合研究機構研究基盤クラスターリサーチコアセンター放射線障害予防規程	30分以上	30分以上	10分以上

- (2) 前項第3号の教育訓練の内容及び時間数については、次のとおりとする

- イ 作業室内において放射線障害の発生を防止するために必要な事項（時間適宜）
- ロ 防災に対する知識及び避難訓練（時間適宜）
- ハ 法令等の改正に伴う必要事項（時間適宜）
- ニ その他放射線障害防止に関して必要と思われる事項（時間適宜）

- (3) 第1項のニの者に対しては、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項

4 第1項の規定にかかわらず、前項に掲げる項目又は事項の全部若しくは一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育訓練を省略することができる。

（防災訓練）

第31条 センター長は、業務従事者に対し本学防災計画に従い防災訓練、避難訓練等の保安上必要な訓練を行わなければならない。

（健康診断）

第32条 学長は、業務従事者に対し就業前健康診断及び定期健康診断を受診させなければならない。また、必要と認める場合は、臨時に健康診断を受診させなければならない。

2 健康診断は本学保健管理センターが認める医師により、初めて管理区域に立ち入る前及び立ち入った後は6月を超えない期間ごとに行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、管理区域に立ち入る者が次の一に該当するときは、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素を誤って飲み込み又は呼気吸入があったとき若しくは飲み込み又は呼気吸入の恐

れのあるとき。

- (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
- (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。
- (5) その他主任者が必要と認めたとき。

4 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。

5 問診については、6月ごとに1回必ず行なうこととし、次の事項について行なう。

- (1) 放射線（1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエクソ線を含む）の被ばく歴の有無
- (2) 被ばく歴を有する者については、作業場所、内容、期間、実効線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況

6 検査又は検診は次の部位及び項目について、医師が必要と認める場合に行うこととする。ただし、初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつては第1号並びに第2号の部位及び項目は、必ず行なう。

- (1) 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
- (2) 皮膚
- (3) 眼

（健康診断の結果の記録等）

第33条 学長は、前条の健康診断の結果を主任者に通知するものとし、本学保健管理センターが、次の各号に従い健康診断の結果を記録し、記録の写しを本人に交付するものとする。

- (1) 実施年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 健康診断を実施した医師名
- (4) 健康診断の結果
- (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

2 学長は、前項の記録を永久に保存しなければならない。

3 この規程に定めるものの他、健康管理については、本学職員安全衛生管理規則の定めるところによる。

（放射線障害を受けた者等に対する措置）

第34条 センター長は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者について、管理区域への立入時間の短縮、立入禁止又は放射線に被ばくするおそれの少ない業務へ配置換等の措置を講じ、かつ、医師の保健指導を受けさせるよう当該者の所属する学部等の長に指示しなければならない。

（記帳）

第35条 センター長は、法に基づく放射性同位元素等に関する記帳及びその他使用施設等の保安等に係る記帳について、次の帳簿を用意し記載させなければならない。

- (1) 放射性同位元素の受入れ・払出し
 - イ 放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ 受入れ・払出し年月日
 - ハ 受入れ又は払出しの相手方の氏名又は名称

- (2) 使用簿（表示付認証機器に係るものを除く。）
 - イ 放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ 放射線発生装置の種類
 - ハ 使用年月日、目的、方法及び場所
 - ニ 使用時間（放射性同位元素装備機器についてのみ）
 - ホ 使用に従事する者の氏名
 - (3) 保管簿
 - イ 放射性同位元素の種類及び数量（表示付認証機器にあつては、名称及び機構確認の番号）
 - ロ 保管の期間、方法及び場所
 - ハ 保管に従事する者の氏名
 - (4) 運搬簿
 - イ 事業所外における放射性同位元素等の運搬の年月日及び方法
 - ロ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称
 - ハ 運搬に従事する者の氏名
 - ニ 運搬の委託先の氏名若しくは名称
 - (5) 廃棄簿
 - イ 放射性同位元素等の種類及び数量（表示付認証機器にあつては、名称及び機構確認の番号）
 - ロ 廃棄の年月日、方法及び場所
 - ハ 廃棄に従事する者の氏名
 - (6) 施設点検
 - イ 点検実施年月日及び方法
 - ロ 点検結果及びこれに伴う措置の内容
 - ハ 点検を行った者の氏名
 - (7) 液体シンチレーター廃液焼却簿
 - イ 焼却の年月日
 - ロ 焼却作業に従事する者の氏名
 - ハ 焼却炉の種類、形式
 - ニ 液体シンチレーター廃液の成分、性状、R I 濃度、容積及び助燃剤の種類
 - ホ 残さの処理方法、残さ量
 - (8) 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練
 - イ 実施年月日
 - ロ 教育及び訓練の項目
 - ハ 受けた者の氏名
- 2 前項に規定する帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日に閉鎖しなければならない。
- 3 第1項に規定する帳簿の保存期間は、前項に規定する帳簿の閉鎖後5年間とする。
- 4 帳簿の保管は、センター長が行う。
- 5 主任者は前項に定めた記録を監査することができる。

（緊急時の措置）

第36条 地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、次の各号に定めるところにより、措置しなければならない。

- (1) 地震、火災その他の災害により、放射性同位元素等に関し事故が発生し、又は発生するおそれの

ある事態を発見した者は、直ちに主任者又はその代理者に通報するとともに、危害の及ばない範囲で、災害の拡大防止に最大限努めること。

- (2) 前号の通報を受けた者は、直ちに災害の防止に努めるとともにセンター長その他の関係者に連絡し、必要に応じて警察署又は消防署に通報しなければならない。
 - (3) センター長は、放射線障害を防止するため、必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告しなければならない。
 - (4) センター長は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し避難させる等緊急の措置を講じなければならない。
 - (5) 管理室員は、放射性同位元素による汚染が生じた場合は速やかにその広がり防止及び除去を行わなければならない。
 - (6) 管理室員は、放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、標識等を設け、かつ見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止する措置を講じなければならない。
- 2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合は、遮蔽具、鉗子若しくは保護具を用いること、又は被ばく時間を短くすること等により緊急作業に従事する者の被ばく放射線量をできる限り少なくすること。
- 3 センター長は、第1項に掲げる事態が生じたときは、直ちに次の各号について学長に報告しなければならない。
- (1) 事態が生じた日時及び場所並びに原因
 - (2) 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
 - (3) 講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容
- 4 学長は、前項の報告を受けたときは、遅滞なくその旨を原子力規制委員会等関係各官公署の長に届け出なければならない。

(地震等の災害時における措置)

- 第36条の2 地震、火災等の災害が起こった場合には、別に定める災害時の緊急連絡 通報体制に従い、あらかじめ指定された者は別に定める項目について点検を行い、その結果を主任者を經由してセンター長に報告しなければならない。
- 2 センター長は、前項の通報を受けた場合又は自らそれを知った場合は、その旨を直ちに学長に報告しなければならない。
 - 3 前2項によるもののほか、地震、火災等の災害時における措置は、センター長の定めるところによる。
 - 4 第1項の点検は、地震時においては震度4以上を目安として行う。

(緊急作業における線量限度)

第37条 緊急作業における業務従事者(女子を除く。)の線量限度は実効線量について100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について1シーベルト以下とする。

(事故の報告)

- 第38条 センター長は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに学長に報告しなければならない。
- (1) 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - (2) 放射性同位元素が異常に漏洩したとき。

- (3) 業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。
- (4) 前3号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会等に報告しなければならない。

(放射線施設等の点検)

第39条 センター長は、放射線障害の発生の防止の徹底を期するため、放射線障害防止措置の適否について、次項に定める項目について所定の期間ごとに定期的に点検を行うとともに、1年に1度、その点検結果をアイソトープ委員会へ報告する。

2 施設点検の点検項目及びその細目を次のように定める。

(1) 使用施設

- イ 経年変化による劣化等がないか、耐火性が十分であるかの点検
- ロ 使用に伴うしゃへい能力等が十分であるかの点検
- ハ 作業室内の壁剥落及び床の破損の有無、フード・グローブボックスの漏洩、被ばく防止及び汚染の防止の措置の適否の点検
- ニ 汚染検査室の壁の剥落及び床の破損の有無、汚染除去材の有無及び劣化、汚染検査機器の正常作動確認、洗浄設備の正常作動確認及び作業衣・はき物等の適正配備の点検
- ホ 自動表示装置の正常作動の確認
- ヘ インターロックの正常作動の確認

(2) 貯蔵施設

- イ 経年変化による劣化等がないか、耐火性が十分であるかの点検
- ロ 放射性同位元素の保管に伴うしゃへい能力が十分であるかの点検
- ハ 貯蔵容器の構造及び材質が適切であるかの点検
- ニ 閉鎖設備が正常に機能するか及び鍵等の保管方法の適否の点検

(3) 廃棄施設

- イ 経年変化による劣化等がないか、耐火性が十分であるかの点検
- ロ 廃棄施設内の壁の剥落及び床の破損等の有無の点検
- ハ 排水設備の正常作動、経年劣化による破損・漏洩の有無の点検
- ニ 排水設備の使用量に対する能力の適否の点検
- ホ 排水設備の構造・材質の適否の点検
- ヘ 排気設備の正常作動、経年劣化による破損・漏洩の有無の点検
- ト 排気設備の使用量に対する能力の適否の点検
- チ 排気設備の構造・材質の適否の点検
- リ 排気経路における各ダンパーの正常作動の確認
- ヌ 保管廃棄に伴うしゃへい能力が十分であるかの点検
- ル 保管廃棄施設の区画及び閉鎖のための鍵の機能が正常であるかの確認
- ロ 廃棄容器が適切であるかの点検

(4) 管理区域

- イ 管理区域の設定が適切であるかの点検
- ロ 管理区域の境界の柵、扉等の破損の有無の点検

(5) 標識、注意事項

- イ 管理区域内の必要な場所に所定の標識が掲示されているかの点検

- 標識の破損及び紛失の有無の点検
 - ハ 管理区域内の必要な場所に必要な注意事項が掲示されているかの点検
- 3 管理、実務点検の点検項目及びその細目を次のように定める。
- (1) 非密封放射性同位元素
 - イ 承認核種及び承認数量が守られているかの点検
 - 使用目的及び使用方法が適切であるかの点検
 - ハ 使用数量及び保管方法が適切であるかの点検
 - (2) 密封放射性同位元素
 - イ 承認核種及び承認数量が守られているかの点検
 - 使用目的及び使用方法が適切であるかの点検
 - ハ 保管数量及び保管方法が適切であるかの点検
 - (3) 教育訓練
 - イ 業務従事者に対する教育訓練が適切に行われているかの点検
 - 教育訓練未実施者の放射性同位元素使用の有無の確認
 - (4) 被ばく、健康管理
 - イ 異常被ばく者の有無の確認
 - 業務従事者に対する健康診断が適切に行われているかの点検
 - ハ 被ばく管理、健康診断未検者の放射性同位元素使用の有無の確認
 - (5) 記帳
 - 次の事項について、記帳が確実に行われているかの点検
 - イ 放射性同位元素等の受入・払出記録
 - 放射性同位元素等の使用記録
 - ハ 放射性同位元素等の保管記録
 - ニ 放射性同位元素等の運搬記録（事業所内、事業所外）
 - ホ 放射性同位元素等の廃棄記録（排水、排気を含む。）
 - ヘ 液体シンチレータ廃液焼却記録
 - ト 教育訓練の内容、受講者名簿等の記録
 - チ 健康診断の結果及び受検者名簿等の記録
 - リ 業務従事者に対する被ばく結果及び異常の有無の記録
- 4 前3項の点検及び確認の時期と回数は、次のとおりとする。
- (1) 第2項の各号及び前項の第3号及び第4号については、5月と11月の年2回行う。
 - (2) 前項の第1号、第2号及び第5号については、毎月初めにセンター長、主任者及び担当職員が一体となって行い、その結果をセンターにおいて保管する。

(報告)

第40条 アイソトープ委員会委員長は、前条第3項第1号に基づく施設等の点検結果について、センター長から瑕疵が認められる旨の報告を受けたときは、その旨を学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間における放射性同位元素の在庫及び放射線施設等を含む管理の状況について、法施行規則第39条第3項の規定により、同規則に定める別記様式による報告書を、当該期間の経過後3月以内（6月30日まで）に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(特定放射性同位元素に係る報告)

第41条 学長は特定放射性同位元素の製造、輸入、受入れ又は払出し、廃棄、あるいは内容の変更（当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなった場合を含む。）を行った場合、行ってから15日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

2 学長は、毎年3月31日に所持している特定放射性同位元素について、法施行規則第39条第6項の規定により、同規則に定める別記様式による報告書を、同日の翌日から3月以内（6月30日まで）に原子力規制委員会に提出しなければならない。

（雑則）

第42条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本学アイソトープ委員会の議を経てセンター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 東京医科歯科大学アイソトープ総合センター放射線予防規程（平成13年学規第22号）は廃止する。

附 則（平成22年5月14日規程第6号）

この規程は、平成22年5月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成25年10月15日規程第5号）

この規程は、平成25年10月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月29日規程第4号）

1 この規程は、平成29年5月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 平成29年4月1日から平成29年4月30日までの間、規程内の「統合研究機構研究基盤クラスターリサーチコアセンター」については、「統合研究機構研究基盤クラスター医歯学研究支援センター」と読み替えるものとする。

別表（第8条関係）

